

(目的)

第1条 この規程は、職員提案及び事務改善報告を奨励することにより、組織の活性化を図り、もって効率的な行政運営に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「職員提案」とは、次の各号のいずれかに該当するもの（既に実施し、又は実施する予定があるものを除く。）をいう。

- (1) 政策の形成に関するもの
- (2) 市民サービスの向上となるもの
- (3) 事務の能率の向上となるもの
- (4) 収入の増加又は経費の節減となるもの
- (5) 市のイメージの向上が見込まれるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上有効であると認められるもの

2 この規程において「事務改善報告」とは、既に実施した所掌する事務の見直しについての報告で、前項第2号から第6号までのいずれかに該当するものをいう。

3 市長は、特定の事項についての職員提案を、期間を定めて募集することができる。

(職員提案等の資格)

第3条 職員は、単独又は共同で職員提案又は事務改善報告（以下「職員提案等」という。）をすることができる。ただし、職員提案審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、職員提案をすることができない。

(職員提案等の方法)

第4条 職員提案は、職員提案書（様式第1号）により、事務改善報告は、事務改善報告書（様式第2号）により、政策企画課長に提出するものとする。

(職員提案等の受理)

第5条 政策企画課長は、職員提案書を受理したときは職員提案登録簿（様式第3号）に、事務改善報告書を受理したときは事務改善報告登録簿（様式第4号）に、必要な事項を記載するものとする。

(委員会の設置等)

第6条 職員提案等の内容を審査するために委員会を置く。

2 職員提案の審査基準は、職員提案審査基準（別表第1）とし、事務改善報告の審査基準は、事務改善報告審査基準（別表第2）とする。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策企画課長とし、委員は、市長が課長補佐級職員のうちから5人を任命する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、職員提案等の審査に必要と認めた場合は、関係職員の出席を求めてその説明を聴くことができる。

（任期）

第8条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査）

第10条 職員提案は、所属及び氏名を秘して委員会の審査に付すものとする。ただし、職員提案を行った者が所属及び氏名の公表を希望しているときは、この限りではない。

2 事務改善報告は、委員会の審査に付すものとする。

（審査結果の通知）

第11条 市長は、委員会の決定に基づき、職員提案を行った者については職員提案審査結果通知書（様式第5号）により、事務改善報告を行った者については事務改善報告審査結果通知書（様式第6号）により、審査結果を通知するものとする。ただし、事務改善報告については、入賞外の場合、事務改善報告採点結果一覧（様式第7号）により、審査結果を通知することができる。

（入賞）

第12条 市長は、入賞した職員提案等について、当該職員提案等を行った者を表彰する。

2 入賞の基準は、職員提案については職員提案入賞基準（別表第3）とし、事務改善報告については事務改善報告入賞基準（別表第4）とする。

(公表)

第13条 入賞した職員提案等については、公表するものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、事務及び事業の遂行に当たり、常に創意工夫を図り、職員提案等に努めなければならない。

2 所属長は、常に所属職員に職員提案等を奨励するよう努めなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受理された職員提案等に関するすべての権利は、市に帰属する。

(庶務)

第16条 職員提案等に関する庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、職員提案等に関し必要な事項は、別に定める。